

西中国信用金庫

自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉

商品概要説明書

令和4年 4月 1日現在

1. 商品名	・自由金利型定期預金（M型） スーパー定期
2. 販売対象	・個人の方および法人 （複利型は個人の方のみご利用できます。）
3. 期間	・定型方式 … 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式… 1ヶ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができます。 ・複利型（半年毎の複利計算）は、期間3年以上の取扱いとなります。
4. 預入	
預入方法	・一括預入
預入金額	・100円以上
預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息	
適用利率	・固定金利 （預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。） ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
利払方法・時期	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 単利型で、預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 ・中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数により次の利率（小数点第4位以下は切り捨てます）で計算した中間払利息をお支払いします。 期間2年以上3年未満のものについては1年目に約定利率の70% 期間3年以上4年未満のものについては1年目・2年目に約定利率70% 期間4年以上5年未満のものについては1年目・2年目・および3年目に約定利率の70% 期間5年ものについては1年目・2年目・3年目・および4年目に約定利率の70% ・複利型については、満期日以後に一括してお支払いします。
計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
7. 税金	・個人の方の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。

<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保定期預金に組み入れることができません（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率）。 ・自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 ・マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。 																								
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合には、次にあげた以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利率とともにお支払いします。 ・なお、中間払利息がお支払いされている場合には、その支払額と期限前解約利率との差額を清算します。 <p>定期預金 期限前解約利率(小数点第4位以下は切り捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。)</p> <p>①預入日の1ヶ月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">A 6ヶ月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>②預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">A 6ヶ月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>B 6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>C 2年以上3年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>D 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </table> <p>③預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期としたこの預金の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">A 6ヶ月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B 6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>C 2年以上3年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>D 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>E 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table>	A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	C 1年以上3年未満	約定利率×70%	A 6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	B 6ヶ月以上2年未満	約定利率×10%	C 2年以上3年未満	約定利率×30%	D 3年以上4年未満	約定利率×60%	A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B 6ヶ月以上2年未満	約定利率×10%	C 2年以上3年未満	約定利率×20%	D 3年以上4年未満	約定利率×40%	E 4年以上5年未満	約定利率×70%
A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																								
B 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%																								
C 1年以上3年未満	約定利率×70%																								
A 6ヶ月未満	解約日における普通預金利率																								
B 6ヶ月以上2年未満	約定利率×10%																								
C 2年以上3年未満	約定利率×30%																								
D 3年以上4年未満	約定利率×60%																								
A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																								
B 6ヶ月以上2年未満	約定利率×10%																								
C 2年以上3年未満	約定利率×20%																								
D 3年以上4年未満	約定利率×40%																								
E 4年以上5年未満	約定利率×70%																								
<p>10. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>																								

11. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
--------------------	--